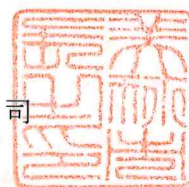


美祢市告示第 148 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 5 の 2 及び美祢市市税条例（平成 20 年美祢市条例第 69 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法及び美祢市市税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、下記の指定地域に住所を有し、又は所在する納税者、特別徴収義務者等に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについて、その期限を別途市長が告示で定める期日まで延長する。

令和 8 年 9 月 7 日

美祢市長 篠 田 洋 司



記

熊本県八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町